

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2021年4月1日改定

新	旧
<p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。</p> <p>2 前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。</p> <p>3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。</p> <p>3の2 前項のお客さまが既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。</p> <p>4 第1項および第2項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税口座簡易開設届出書」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)（非課税管理勘定にかかる期間）およびロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に提出してください。</p> <p>なお、当行は税務署にお客さまの非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じです。）」を受領したときは、お客さまから当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行で保管いたします。</p> <p>2 前項の非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書が提出された日に非課税口座が開設されるわけではありません。前項の非課税口座簡易開設届出書が提出された場合には、その提出の日において非課税口座が開設されます。</p> <p>3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資</p>

通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

6 第3項、第3項の2または第4項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

7の2 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

8 当行に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客さまで、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客さまが、2021年12月31日までに「非課税口

勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第7号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。

4 第1項および第2項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第8号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

6 第3項または第4項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設

座開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。

9 「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客さまは、「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。

10 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い)

第2条の2 お客さまが当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（非課税口座開設届出書の提出時に特定口座開設済みのお客さまに限りです）。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1

することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

8 当行または他の金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。

9 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書の交付申請書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出したお客さまは、「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。

10 お客さまが第1項の規定により当行に提出された「非課税口座簡易開設届出書」が前二項の規定により当行に提出することができない場合に該当することが、法第37条の14第12項第2号に規定する、所轄税務署長からの当該事項の提供その他等により判明した場合には、第1条の規定によりお客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

(非課税管理勘定の設定)

第3条 お客さまが特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

2 当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1

日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。

- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当行に設けようとする場合には、第7条に定める「非課税口座廃止届出書」を提出して、すでに開設している非課税口座を廃止したうえで、あらためて第2条第1項に定める「非課税口座開設届出書」および法その他の法令で定める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。ただし、第2条第8項ただし書きの規定に該当する場合は、この限りではありません。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税適用確認書）または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（累積投資勘定の設定）

第3条の2 お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」または「非課税口座開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」が年の中途において提出された場合における、当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通

日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。

- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書交付申請書並びに基準日における国内の住所を証する住民票の写し等、法その他の法令で定める書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては、非課税口座の開設の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

（累積投資勘定の設定）

第3条の2 お客さまが特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」、「廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載の累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 前条第2項の規定は、当行に非課税口座を開設しているお客さまで、その年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の累積投資勘定を設けようとする場合に準用します。
- 3 前条第3項の規定は、すでに当行に非課税口座を開設しているお客さまが、新たな勘定設定期間に係る累積投資勘定を当該非課税口座に設けようとする場合に、準用します。
- 4 累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の

知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第8条の2 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「**累積投資上場株式等**」）といいます。）のみに受け入れます。

①第3条の2第4項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円（②に掲げる**累積投資上場株式等**がある場合には、当該**累積投資上場株式等**の取得に要した金額として租税特別措置法施行令第25条の13第22項で定める金額を控除した金額）を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該**累積投資勘定**を設けた口座に係る他の年分の**特定累積投資勘定**をいいます。）から当該他年分**特定累積投資勘定**が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる**累積投資勘定**に移管がされる**上場株式等**

③当該**累積投資勘定**で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の**累積投資勘定**への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

2 第1項の定めにしたがい**累積投資勘定**に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

3 お客さまが当行において、非課税**累積投資契約**に基づき**累積投資勘定**に受け入れた株式投資信託につ

提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第8条の2 当行は、お客さまの非課税口座に設けられる累積投資勘定には、お客さまが当行と締結した累積投資契約（当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款において施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）のみに受け入れます。

①第3条の2第2項に基づき**累積投資勘定**が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

②当該**累積投資勘定**で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の**累積投資勘定**への受け入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

2 第1項の定めにしたがい**累積投資勘定**に受け入れる株式投資信託の取引に際しては、販売および解約に係る手数料ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいております。

3 お客さまが当行において、非課税**累積投資契約**に基づき**累積投資勘定**に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第37条の14または施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。

いて、その株式投資信託に係る投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する「対象商品廃止等届出書」が提出されたことで、当行の「投資信託累積投資約款」「百五積立投信取扱規定」によりお客さまが取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、同条第 1 項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。